TAINS

SERIES TAINS解体新書

使用人兼務役員に該当する か否かが争点となった事例



- 小菅 貴子_[本郷]

Tax Accountant Information Network System

はじめに

使用人兼務役員に対して支給する使用人としての職務に対する給与については、法人税法34条《役員給与の損金不算入》1項の適用外となっています。また、同条6項と法人税法施行令71条に使用人兼務役員についての定めがあります。

今回は使用人兼務役員に該当するか否かが争点となった事例と使用人兼務役員であった期間を対象として支給された役員退職金についての裁決をご紹介いたします。ⅡとⅢの裁決は、役員給与の平成18年改正前の事例ですが、現行の法律の適用についても参考となると思います。

I. 使用人としての立場で職務に従事しているか否かが争点となった事例

令2.12.17公表裁決(J121 - 2 - 04) (一部取消し・棄却)

1. 事案の概要

本件は、発行済株式の全てを代表者が保有する同族会社である請求人が、平成26年8月1日~平成30年7月31日までの本件各事業年度に取締役(親族以外)に支給した給与の一部を使用人兼務役員に対する使用人としての職務に対するものとして損金の額に算入したことについて、法人税等の更正処分等を受けた事案です。

原処分庁は、本件取締役は、請求人の取締役であるだけではなく、請求人を中心とするグループ法人全体の経営に参画していたと認められ、使用人としての立場でその職務に従事しているものではないと一般的・類型的に評価し得るから、その場合は、具体的な職務の内容にかかわらず、使用人兼務役員に含まれないと解され、本件取締役は、使用人兼務役員に該当しないと主張していました。

2. 国税不服審判所の判断

請求人では、本件各事業年度において、機構上、使用人としての職制上の地位として「部長」職が明確に定められていたところ、本件取締役は、平成27年3月31日までは、請求人の営業部

の部長職の地位を有しており、他方、同年4月1日の本件機構改革以後は、請求人の営業部長の役職に就いておらず、請求人の使用人としての他の職制上の地位も有していなかったと認められる。

本件取締役は、本件各事業年度において、グループ法人の稟議の承認の一部に関わっていたと認められるが、当該稟議の内容は、各部署で必要な費用等支出の承認にとどまり、これが請求人を含むグループ法人全体の経営に係るものといえるかは疑問である。

本件取締役は、少なくとも平成27年3月31日までの間は、単なる平取締役であって、実際にも、法人グループの決算報告も受け得る立場にもなかったこと等からすると、上記の稟議書の承認に関与している事実をもって、本件取締役が平成27年3月31日までの(※筆者の推測による加筆)職務を使用人の立場で従事したものではないとはいえず、その他、本件全証拠によっても、上記認定を左右するに足りる事情は認められない。

以上によれば、本件取締役は、本件 各事業年度のうち平成27年3月31日ま での間については、使用人兼務役員に 該当するが、同年4月1日以後につい ては、請求人の使用人としての職制上 の地位を有さないことから、使用人兼 務役員には該当しない。

Ⅱ. 通称として常務取締役の 名称を使用したにすぎな いと認められた事例

平14.1.31非公開裁決(F0 - 2 - 132) (全部取消し・一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、仏壇、仏具の販売業を営む 同族会社である請求人の常務取締役営 業本部長と冠記した名刺を使用してい る取締役甲が、使用人兼務役員に該当 するか否かが争点となりました。

2. 国税不服審判所の判断

法人税法施行令71条《使用人兼務役員とされない役員》1項に規定する役員とは、代表取締役、専務取締役、常務取締役等をいうものとされている。

これらの役員が使用人兼務役員とさ

れない理由については、一般にこのような役員は法人内部で主要な地位を占め、対外的にはいわゆる「表見代表者」として代表権を有する役員とみなされることが多いことによるものと解されるが、その一方で、営業上の理由等により単なる通称として常務取締役等の名称が冠され、その地位が内部組織上明確でない役員も少なくないから、このような役員であっても「使用人兼務役員とされない役員」に該当するか否かが問題となる。

これについては、役員に対する賞与を損金の額に算入しないという取扱いを適用する場合に、単なる通称又は自称の常務取締役を内部組織上明確にその地位が付与されている常務取締役等と同列に扱わなければならないとするほどの理由は認められないから、同条1項1号に規定する常務取締役とは、定款等の規定又は総会等の決議等により職制上の地位が付与された役員をいうと解するのが相当である。

これを本件についてみると、請求人 が、定款の規定又は株主総会等の決議 等により、甲に対し、職制上の常務取 締役の地位を付与した事実はなく、単 なる通称等としてその名称を使用して いたにすぎないと認められる。また、 請求人の総会等の議事録等にも、常務 取締役の名称は付されていないこと及 び甲は、昭和39年12月以降請求人に勤 務し、継続して営業に関する業務に従 事している等の事実からは、甲が「営 業本部長」という使用人としての職制 上の地位を有し、かつ、常時使用人と しての職務に従事していたことが認め られるところ、甲は、請求人に係る持 株割合によっても「使用人兼務役員と されない役員」には該当しない。した がって、甲は、使用人兼務役員に該当 すると解するのが相当である。

Ⅲ. 部長兼取締役であった期間を対象とした役員退職

平6.5.31公表裁決(J47 - 3 - 29) (一部取消し)

1. 事案の概要

本件は、一般区域貨物自動車運送を

業とする非同族の同族会社である請求 人が、請求人の役員A及びBが、常務 取締役に選任された際に、使用人部分 の退職金を支給したところ、原処分庁 が、これらは役員賞与であるとして、 納税告知処分を行ったという事案で す。

請求人は、本件役員らに支給した退職金(本件金員)のうち部長兼務取締役であった期間については、従業員を対象とした退職給与規定が適用されるものと錯誤して計算されたものであり、本件役員らも請求人の誤りを認めて返還しているから、賞与と認定されるべきものではないと主張していました。

2. 国税不服審判所の判断

使用人兼務役員が役付取締役に昇格する際に退職金等の支給を受けることは一般にみられないところであり、また、一般の従業員の退職金の算定方法と役員の退職慰労金の算定方法とは異なることが一般的であるが、請求人が、あえて一般と異なる方針を有していたと認めるべき証拠、資料はない。

したがって、本件退職給与規定は兼 務従事期間には適用されないものであ ると認められる。

本件金員の支給は本件退職給与規定によっているのであるから、その支給が誤解によるものであって、同規定に合致しない場合には、当該部分の支給は、錯誤に該当するか否かを問わず、根拠を有さないものとなると解すべきである。

以上のとおりであるから、本件金員 のうち兼務部分の金額は、本件役員ら に支給されたものとみることはできな いので、本件納税告知処分は、兼務部 分の金額については違法である。

おわりに

TAINSで上記判決等を検索する場合のキーワードは、「役員給与」、「使用人兼務役員」です。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ TEL 03 - 5496 - 1195





